

ETC 利用金額集計サービス利用規定（2025.12.9 改定）

本規定の「カード発行会社」は、会員の所属カード会社名に読み替えます。

第1条（本規定の目的）

本規定は、三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）またはカード発行会社（三菱 UFJ ニコスまたはカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。）が提供する ETC 利用金額集計サービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、その内容、利用方法および遵守事項等を定めたものです。

第2条（定義）

1. 「利用者」とは、当社の定める法人会員規約に定義する会員のうち、本項の全ての号を満たし、本規定を承認のうえ本サービスの利用を申込み、当社が承認した法人または団体をいいます。

(1) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち、三菱 UFJ ニコスがクレジットカード決済契約を締結した有料道路管理者が別途定める ETC システム利用規程及び ETC システム利用規程実施細則を承認した法人または団体。

(2) 当社が定めた ETC カード利用規定（以下「ETC 規定」といいます。）を承認のうえ、ETC 機能の付帯されたカードの貸与を申込み、当社より承認された法人または団体。

2. 「ETC カード」等、前1項の定め以外の定義については、ETC 規定の定めによるものとします。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち三菱 UFJ ニコスがクレジットカード決済契約を締結した有料道路管理者（以下「道路事業者」といいます。）が運営する ETC システムに基づくご利用分を、当社が、道路事業者の売上報告毎に ETC カード会員番号単位かつ道路事業者単位で集計して、利用者に還元するものです。

2. 第1項の定めにかかわらず、会員が「ETC 多目的利用サービス」を利用した場合には、ETC 多目的サービス運営事業者が別途定める「ETC 多目的利用サービスに関する規程」に基づくご利用分を含みます。

3. 本サービスにより集計されたご利用分は、集計された1件毎のご利用として、当社はご利用明細書に表示し、事務処理するものとします。

4. 集計されたご利用分の個別の明細については、会員自ら確認し、当社は確認を要しないものとします。

第4条（本サービスへの登録と解除）

1. 当社は、利用者からの本サービスの申込みを受け、当社が登録を完了した月の翌月よりサービスを開始するものとします。

2. 利用者は、本サービスの解除を希望する場合、書面等当社所定の方法での届出を行うものとします。この場合、当社は、その届出を受け、サービス解除手続きを行うものとし、その手続きが完了した月を「サービス解除月」とします。

第5条（登録内容の変更・追加）

利用者は、本サービスの登録内容の変更を希望する場合、書面等当社所定の方法で届出を行うものとします。

第6条（サービス手数料）

本サービスの手数料は無料とします。

第7条（本サービスの終了）

当社は利用者に事前通知のうえ、いつでも本サービスを終了させることができ、利用者は予めその旨承認するものとします。

第8条（本規定に定めない事項）

本規定に定めのない事項については、ETC 規定または法人会員規約を適用するものとします。